

大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、肥料価格高騰の影響を受けにくい生産体制づくりを進めるため、地域資源である畜産堆肥を活用し、化学肥料の使用量や肥料コストの削減に向けた取組の強化を図るため、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）実施要領（令和4年6月伺い定め。以下「実施要領」という。）に基づき別表1に定める事業実施主体が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

（補助対象事業、経費及び補助率）

第2条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率は以下のとおりとする。

補助対象経費	補助率
別表1に定める事業実施主体が大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）を実施するのに要する次に掲げる経費 1. 堆肥舎等の建設や改造、補改修並びに附帯設備の整備 2. 堆肥の高品質化、流通強化を実施するための機械整備 3. 堆肥の輸送車両、散布機械等の整備	2 / 3 以内

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる第1号から第4号及び6号の書類を、交付申請者が任意団体である場合は、事業に関わらず次にあげる第5号の書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- （1）堆肥舎等施設整備及び機械等の設置工事を行う場合にあつては実施設計書（表紙・審査表・設計説明書・事業費明細書・実施位置図）
- （2）堆肥舎等施設整備及び機械等の設置工事を行う場合にあつては設計図面
- （3）高品質堆肥製造機械整備及び堆肥輸送散布等整備にあつては、導入する機械等の規格及び能力（特装式輸送車両にあつては規格及び特装仕様）を証する書類
- （4）見積書（原則3者以上）
- （5）規約や定款等、事業実施主体の活動内容が確認出来る資料（交付申請者が任意団体の場合）

(6) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。

(6) この補助事業により取得または効用の増加した財産は知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。ただし減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (7) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入のあった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (9) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除額確定報告書（第3号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (10) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- (11) 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び、民間の建物共済等への積極的な加入に努めるものとする。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業費の20パーセント以内の増減、事業実施者・設置場所の変更以外の変更）
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(事業の着手及び完了の届)

第7条 補助事業に着手し、又は補助事業が完了したときは、速やかに補助事業着手届（第5号様式）又は補助事業完了届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。着手届には契約書又は見積書の

写し、並びに入札（見積）結果表を、完了届には支払いが確認できる書類を添付するものとする。

（完了確認検査）

第 8 条 第 7 条の規定による完了の報告をする場合は、事前に補助対象工事に係るしゅん工の確認を行い、補助事業完了届にしゅん工検査調書（第 7 号様式）を添付するものとする。

（補助金の交付方法）

第 9 条 この補助金は精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第 10 条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付請求をしようとするときは、補助金交付請求書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第 9 号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（第 1 号様式の記の 2 以降に準じて作成するものとする）
- （2）収支精算書（第 1 号様式の記の 2 以降に準じて作成するものとする）
- （3）領収書、請求書又は精算書のいずれかの写し
- （4）契約書又は見積書の写し（着手届に添付済みのものを除く。）
- （5）堆肥舎等施設整備及び機械等の設置工事を行う場合にあつては出来高設計書（表紙・審査表・設計説明書・事業費明細書・実施位置図）
- （6）堆肥舎等施設整備及び機械等の設置工事を行う場合にあつては出来高図面
- （7）高品質堆肥製造機械整備及び堆肥輸送散布等整備にあつては、導入する機械等の規格及び能力（特装式輸送車両にあつては規格及び特装仕様）を証する書類（交付申請添付済みのものを除く）
- （8）出来高写真（着工前、工程を含む）

(9) 財産管理台帳の写し(参考様式4)

(10) その他知事が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は2部(正副各1部)とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

(書類の経由機関)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、所管の振興局長を経由しなければならない。

附則

この要綱は令和4年度の予算に係る大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費(畜産分)補助金から適用する。

別 表 1

事業実施主体

本事業の実施主体は、次の（１）から（１０）までのいずれかに該当する者であって、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有するものとする。

- （１） 認定農業者および認定新規就農者
- （２） 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- （３） 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- （４） 株式会社又は持分会社であって、農業に係る業務を主たる事業として営むもの。
- （５） 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
- （６） 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- （７） 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（寄附行為又は定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- （８） 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- （９） 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
- （１０） 地方公共団体

第1号様式（第3条関係）

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付申請書

第 年 月 日

大分県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者の職氏名

年度において、下記のとおり大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）を実施したいので、補助金
円を交付されるよう、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付要綱第3条の規定により申請
します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

堆肥舎等施設整備

事業実施者氏名 (消費税：原則課税・簡易課税・免税)	畜種	飼養頭数	実施面積	単価	事業費 (うち消費税額)	補助対象 事業費	県費 補助金
					円 ()	円	円
合 計							

高品質堆肥製造機械整備

事業実施者氏名 (消費税：原則課税・簡易課税・免税)	畜種	飼養頭数	内容規格	単価	事業費 (うち消費税額)	補助対象 事業費	県費 補助金
					円 ()	円	円
合 計							

堆肥輸送散布等整備

事業実施者氏名 (消費税：原則課税・簡易課税・免税)	畜種	飼養頭数	内容規格	単価	事業費 (うち消費税額)	補助対象 事業費	県費 補助金
					円 ()	円	円
合 計							

3 経費の配分

総事業費 A+B+C	補助対象 事業費	補助対象 事業費の上 限額	補助対象 経費 A+B又は A+B+C- 補 助 対 象 外 経費	負 担 区 分			備考
				県 費 補助金 A	その他 B	自己資金 C	
円	円	円	円	円	円	円	

注1 補助対象事業費の算定については、備考欄に算定の基礎を記載すること。

注2 補助対象事業費の上限額は施設整備のみ記載すること。

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	差 引 増 減	
			増	減
県費補助金	円	円	円	円
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	差 引 増 減	
			増	減
事業費又は 事業費補助金	円	円	円	円
計				

5 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

6 添付書類

- (1) 堆肥舎等施設整備及び機械等の設置工事を行う場合にあつては実施設計書（表紙・審査表・設計説明書・事業費明細書・実施位置図）
- (2) 堆肥舎等施設整備及び機械等の設置工事を行う場合にあつては設計図面
- (3) 高品質堆肥製造機械整備及び堆肥輸送散布等整備にあつては、導入する機械等の規格及び能力（特装式輸送車両にあつては規格及び特装仕様）を証する書類
- (4) 見積書（原則3者以上）
- (5) 規約や定款等、事業実施主体の活動内容が確認出来る資料（交付申請者が任意団体の場合）
- (6) その他知事が必要と認める書類

7 振込先

金融機関名 銀行 店

預金種類 預金 口座番号

口座名義

第2号様式（第4条関係）

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）変更承認申請書

第 年 月 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者の職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）について、下記のとおり変更したいので承認されるよう大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前をカッコ書きで上段に記載する。

第3号様式（第4条関係）

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

住 所
事業実施者
代表者の職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県耕畜連携堆肥活用
推進事業費（畜産分）補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業
費（畜産分）補助金交付要綱第4条第1項第9号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 その他
(1) 別表を添付すること。
(2) 消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金にかかるもの）を添付すること。 | | |

別 紙

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

(単位：円)

仕入に係る消費税額 及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等 仕入控除税額 (A×B)	備 考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額とする。

第4号様式（第5条関係）

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で補助金交付申請のあった 年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 補助条件 (要綱第4条の規定を転記する。)

備考：要綱第4条第1項第1号の規定による変更承認申請書（第2号様式）に基づき変更交付決定通知をするときは、この様式中の「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、変更部分を二段書きし、変更前をカッコ書きで上段に記載する。

第5号様式（第7条関係）

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）着手届

第 年 月 日
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者の職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）について 年 月 日に着手したので、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付要綱第7条の規定によりお届けします。

備考：契約書又は見積書の写し、及び入札（見積）結果表を添付すること。

第6号様式（第7条関係）

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）完了届

第 年 月 号
日

大分県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者の職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度大分県耕畜連携堆肥活用
推進事業（畜産分）について 年 月 日に完了したので、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産
分）補助金交付要綱第7条の規定によりお届けします。

第7号様式（第8条関係）

しゅん工検査調書

- 1 事業名
- 2 事業実施者名
- 3 事業内容
- 4 事業費 円
- 5 経費の負担区分
 - 県費補助金 円
 - 市町村補助金 円
 - その他 円
 - 計 円
- 6 経理の状況
- 7 事業実施の効果
- 8 その他

上記のとおり事業のしゅん工を確認しました。

年 月 日

検査員

所属

職氏名

第8号様式（第10条関係）

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付請求書

第 年 月 日

大分県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者の職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知のあった 年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金を下記のとおり精算払（又は概算払）の方法により交付されるよう、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

交付決定金額	既 請 求 額	今 回 請 求 額	残 額
円	円	円	円

振込先金融機関名等

金融機関名 銀行 店
預金種類 預金 口座番号No.
口座名義

備考：概算払いのときは「補助金額の確定通知」を「補助金交付決定通知」に読み替えるものとする。

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）実績報告書

第 年 月 号
日

大分県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者の職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）について下記のとおり実施したので、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 事業の効果

（備考）目標に関する当該年度の取り組みと成果について具体的に記述するものとする。

以下、第1号様式の記の2以降に準じて作成するものとする。

ただし、2及び3の記載事項に変更があった場合は、変更前と変更後が比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前をかつこ書きで上段に記載する。

6 添付書類

- （1）事業実績書（第1号様式の記の2以降に準じて作成するものとする）
- （2）収支精算書（第1号様式の記の2以降に準じて作成するものとする）
- （3）領収書、請求書又は精算書のいずれかの写し
- （4）契約書又は見積書の写し（着手届に添付済みのものを除く。）
- （5）堆肥舎等施設整備及び機械等の設置工事を行う場合にあっては出来高設計書（表紙・審査表・設計説明書・事業費明細書・実施位置図）
- （6）堆肥舎等施設整備及び機械等の設置工事を行う場合にあっては出来高図面
- （7）高品質堆肥製造機械整備及び堆肥輸送散布等整備にあっては、導入する機械等の規格及び能力（特装式輸送車両にあっては規格及び特装仕様）を証する書類（交付申請添付済みのものを除く）
- （8）出来高写真（着工前、工程を含む）
- （9）財産管理台帳の写し（参考様式4）
- （10）その他知事が必要と認める書類

参考様式1（第3条、第11条関係）

年度	
大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）実施設計書（又は出来高設計書）	
事業種類	
施設区分	
大分県	市町村
事業実施者名	
所在地	

参考様式2 (第3条、第11条関係)

審 査 表

県 地 方 機 関

県 地 方 機 関		
所 属	職	氏 名

参考様式3（第3条、第11条関係）

設 計 説 明 書	
1 施 工 箇 所	
2 事 業 量	
3 事業費及び負担方法	県補助金 円 事業費 円 自己資金 円
4 工 事 の 概 要	
5 施 工 方 法	
6 施 工 期 間	着工予定（又は着工）年月日 年 月 日 ～ 完了予定（又は完了）年月日 年 月 日
7 事 業 の 効 果	
8 そ の 他	

第10号様式（第12条関係）

年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金の額の確定通知書

第 年 月 日
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出された 年度大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県耕畜連携堆肥活用推進事業費（畜産分）補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

参考様式4（第11条関係）

財産管理台帳

事業実施年度：

事業名：大分県耕畜連携堆肥活用推進事業（畜産分）：

事業 実施者名	区 分	設置場所	経費の内訳			処分制限期間		処分の状況		備考
			県費	市町村費	その他	耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の内容	

注)

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。